

産業廃棄物処理業務委託仕様書

適正に産業廃棄物の処理を推進するにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）その他の関係法規を遵守し、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関して次のとおり実施する。

この仕様書において、発注者及び受注者は次のとおりとする。

発注者：排出事業者
地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立循環器呼吸器病センター
所長 小倉 高志

受注者：収集運搬処分事業者

（委託内容）

第1条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を運搬の最終目的地まで許可された車両で運搬し、及び処分の事業範囲において適正に処理する。

2 受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可書の写しを発注者に提出する。

(1) 収集運搬に関する事業範囲については、次のとおりとする。

【積み場所】

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業の範囲：
許可の条件：
許可番号：

【積下ろし場所】

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業の範囲：
許可の条件：
許可番号：

(2) 処分に関する事業範囲については、次のとおりとする。

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業の範囲： 産業廃棄物の種類：
許可の条件：
許可番号：

3 発注者が、受注者に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び見込の数量は、次のとおりとする。

種類	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ペットボトル
数量	420m ³	215m ³

4 受注者は、積替え又は保管を次のとおり行う。

(1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替え又は保管を行なう場合は、同法施行規則第8条及び第8条の13に基づく保管基準を遵守するほか、次のことを遵守する。また、契約期間内に確実に処分できる範囲で行うこと。

積替え又は保管の場所の所在地：
保管できる産業廃棄物の種類：
積替えのための保管上限：

(2) 受注者は、積替え又は保管の場所においてこの契約に係る産業廃棄物を他人の廃棄物と混合してはならない。ただし、発注者が委託する産業廃棄物と排出工程、性状等が同等であると認めた場合はこの限りではない。

5 受注者は、発注者から委託された前第3項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：
所在地：
処分の方法：
処分等に係る施設の処理能力：

6 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を前項の方法等によって処分した後に発生する中間処分物の最終処分先等を【別紙 最終処分先一覧】のとおりとする。

7 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集運搬業務又は処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に収集運搬業務又は処分業務を他人に委託する必要がある場合は、再委託を行う前に法の定める再委託の基準に基づき、発注者に書面で通知しなければならない。

この場合において発注者が再委託を承諾するときは、発注者は受注者に書面による承諾書を交付するものとする。ただし、解除については発注者の要求に応じて受注者の責任において行うものとする。

8 法第19条の3（第2号に係る部分に限る。）、第19条の5又は第19条の6の規定に基づく命令を受けた者が、当該命令を履行するのに必要な場合は法を遵守するとともに、発注者及び受注者は速やかに協議をする。

9 発注者は、産業廃棄物の搬出の都度、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）に必要な事項を記入し受注者に交付する。

（業務と責任）

第2条 発注者及び受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りでない。

2 発注者の責務は、次のとおりとする。

(1) 発注者の委託する産業廃棄物の適正処理のために必要な情報は、以下のとおりである。なお、発注者は適宜又は受注者の要求に応じ、適正処理に関する必要な情報を受注者に提供する。

発生工程	一般的な使用における破損等
性状及び荷姿	ばら、ビニール袋詰
腐敗、揮発等性状の変化	なし
混合等により生ずる支障	なし
その他取扱上の注意事項	鋭利物等が含まれている

(2) 委託する産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその内容の変更および程度の情報を提供する。

3 受注者の責務は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

(2) 受注者は、発注者から委託された業務が終了した後、10日以内にマニフェストを発注者に送付する。

(3) 受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の承諾を得て、一時業務を停止すること

ができる。

この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

- (4) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を処分した後の廃棄物（以下「中間処理産業廃棄物」という。）について、最終処分が終了した旨が記載されたmanifestの写しの送付を受けたときは、交付されたmanifestに必要事項を記載し、当該manifestに係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、発注者にmanifestの写しを送付する。なお、manifestの発行は、紙面及び電子のいずれの方法でも良いこととする。

(委託料金等)

第3条 収集運搬費用と処分費用は次のとおりとする。なお、下記数量は見込数を示しており、発注数を保証するものでない。

産業廃棄物の数量	収集運搬費（税抜）	処分費（税抜）
廃プラ等 1 m ³ あたり	円	円
ペットボトル 1 m ³ あたり	円	円

- 2 料金の支払は、収集の実績に基づき支払う。

(その他)

第4条 運搬にあたっては、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

- 2 収集回数は、廃プラを週1回（月～金曜日の一日を指定）、ペットボトルを週1回（月～金曜日の一日を指定）とする。廃プラの回収曜日について契約締結後速やかに発注者と協議し、毎週同じ曜日に回収を行うこと。ただしコンテナが満杯となる等、発注者からの連絡を受けた場合は、その都度すみやかに収集すること。年末年始、祝日等については、その都度協議する。

- 3 コンテナ容器は8 m³以下の容量とし指定する場所に2基設置し、収集時に空のコンテナ容器を交換配置すること。

また、鳥等による廃棄物の散乱を防止するため、コンテナに風雨に耐えられるビニールシートの覆い及びこれをとめるものを用意すること。

- 4 回収した産業廃棄物は、リサイクル処理を前提として処分すること。リサイクル不能の廃棄物については、発注者にその廃棄物の処分量を報告すること。

- 5 幅員4 mの道路を通行可能な車両で収集すること。

- 6 受注者は、従事者に次に掲げる事項を遵守するように教育、研修を徹底しなければならない。

- (1) 発注者が公的医療機関として県民に適切な医療サービスを提供する施設であることを認識し、身だしなみ、言葉づかい等に十分注意すること。
- (2) 服装は、常に清潔に気をつけ、名札を着用すること。
- (3) 業務に際しては、患者の安全確保に細心の注意を払い、診療行為に支障がないよう配慮すること。

- 7 受注者は下記書類を発注者に提出すること。

- (1) 廃棄物の収集・運搬から最終処分までのフローチャート
- (2) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (3) 産業差廃棄物処分業許可証の写し
- (4) フローチャートに記載の全ての最終処分業者の産業廃棄物処分業許可証の写し

別紙

番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
1				
2				
3				
4				
5				